

# 地域広報人材参加型の県政発信パワーアップ事業 委託仕様書

## 1 委託業務名

地域広報人材参加型の県政発信パワーアップ事業

## 2 業務目的

### (1)経緯

兵庫県では、兵庫五国（神戸・阪神、播磨、但馬、丹波、淡路）の地域性や内面的な個性・違いを切り口に、県民の声で地域の魅力を再発見し、自らの地域に誇りと愛着心を持つとともに、他地域を認め合い県内交流を推進する県民参画型広報事業として、「兵庫五国連邦プロジェクト」（以下、U5H）を2019年から展開している。県民との接点を増やす多様なコンテンツを展開すると同時に、U5Hを契機として県のオフィシャル事業に流入を促し、関心を高めることができるよう、県庁内の事業や施策と連携し、行政的でない視点でコンテンツメイクを実施するなど、「協働」の理念を軸としてプロジェクトを進めてきた。

また、2024年には「ひょうごエディターズ倶楽部」（以下、エディターズ倶楽部）を立ち上げ、県民がメンバーとして県広報活動に参画し、広報専門人材（※）とともに記事コンテンツの制作し、また県広報物や広報の考え方など広く様々な視点からディスカッション等を行う場を設けるなど、県民広報力の向上につとめてきた。

（※）兵庫県広報プロデューサー・ディレクター

### (2)目的

設立から2年を経過したエディターズ倶楽部の更なる活動の場の拡充を図り、より積極的な県事業への参画を促進する。U5Hにおいては、これまで県民と県が協働し作り上げてきた基盤を引継ぎながら、エディターズ倶楽部メンバーが企画立案、コンテンツ制作に参画することで、より地域性のある多様な視点を取り入れた事業展開を行う。

こうした事業を実施するため、エディターズ倶楽部を包括的にマネジメントし、メンバーとともにU5Hを企画立案しプロデュースすることのできる事業者をプロポーザルにより公募する。

## 3 事業期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（火）

## 4 事業費

¥8,900,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 委託業務内容

### (1) 役割・機能

#### ①エディターズ倶楽部のマネジメント

募集、連絡調整などメンバーの管理、メンバーの特性に合わせた円滑な運営を行うた

めの包括的なマネジメント

②「編集会議」の円滑な運営

議論・学びの場である「編集会議」の企画・ファシリテートをはじめとした円滑な会議の運営

③U5Hコンテンツのプロデュース

エディターズ倶楽部メンバーとともに作る新たなU5Hのコンテンツ制作、HP運営等の総合的なプロデュース（※）

（※）プロジェクトの価値向上を図るだけでなく、必要に応じて受託者自らも制作・運営に積極的に取り組む。

④メンバー活動のサポート

編集会議を経たアウトプットの場として、メンバーが県事業の広報に関する取材や制作の協力を行う際のメンバーの活動をサポート

(2) 業務内容

①エディターズ倶楽部のマネジメント

ア メンバーの募集・選定

兵庫県内在住者、及び県内に通学・通勤されている者で県広報に興味がある者（フリーランス、学生、未経験者など多様な人材）を広く募集し、応募者の中から業務適正のある者を20名程度選定するため、効果的な広報手法でメンバーを募集・選定すること。

<参考>R6年度 40名

R7年度 41名（うち20名が前年度からの継続）

イ メンバーの管理

出欠管理、人材把握などのためコミュニケーションツールを導入し、メンバーの管理を行うこと。

②編集会議の運営

選定したメンバーに対して効果的な広報ノウハウの伝授、広報専門人材とメンバーとのディスカッションの場として、講座を月2回程度実施する。講座内容は委託者において最終的に決定するが、受託者においても積極的に提案すること。については、以下の内容を実施すること。

ア 開催回数 月2回程度（うち1回を講座、1回をU5H企画会議で想定）

イ 開催方法 対面、オンラインのハイブリッドで開催

ウ 業務内容

- ・会場確保、設営、オンライン設定
- ・会議のテーマ出し、ファシリテート
- ・ディスカッションの発言内容等記録の作成
- ・メンバーとの連絡調整、出欠確認
- ・メンバーへの交通費の支給

### ③U5Hコンテンツ制作・HP運営

U5Hのコンテンツ制作は、県及びエディターズ倶楽部メンバーが実施することとし、受託者は、以下の事項に留意のうえ、コンテンツ制作にかかる提案、支援及び統括的な管理を行うこととする。

#### ア コンテンツの制作

- ・制作コンテンツ数は年3本程度を予定している。
- ・現状の課題を分析し、より良いウェブサイト(<https://u5h.jp/>)とするための分析を行い、改善案や運営方針案を提示すること。また、県と協議のうえ、方針に基づくサイトメンテナンス(バナー更新やレイアウトの変更など)を行うこと。
- ・テーマや内容の選定にあたっては、広報専門人材やエディターズ倶楽部メンバーと協議のうえ決定するが、協議の際は以下に留意すること。

○U5Hの認知度向上につながる内容であること。

○県内だけでなく、県外も視野に入れ、幅広い年齢層に訴求できる内容であること。

○以下のような企画であること

- ・県の施策と共同で実施する企画(例:地域創生、ひょうごビジョン、SDGs、若者Z世代)
- ・県の施策に関係なく「五国」の魅力や多様性を情緒に訴えるエモーショナルな切り口で発信する企画
- ・実装された既存の企画・コンテンツを拡充・発展または、再編集・再活用した新たな企画
- ・コンテンツ制作にあたっては、様々な地域や年代の視点を取り入れるため、企画、取材、撮影、編集等をエディターズ倶楽部メンバーと連携し実施すること。

#### イ コンテンツにかかるウェブページの作成・SNSの運営

- ・ウェブサイト(<https://u5h.jp/>)で公開するウェブページを制作すること。
- ・SNS(X・Instagram・Ti kTokなど)を活用すること。

#### ウ 情報発信

- ・U5Hの認知度向上に向け、ウェブサイトへの閲覧流入を促進することを目的に幅広い手段で情報発信を行うこと。
- ・ウェブやSNS媒体を用いたキャンペーン企画やインターネット広告によるウェブサイトへの誘引など、コンテンツに応じて幅広い手段での情報発信を実施すること。
- ・プレスリリース配信サービス等を活用し、メディアを介した発信を行うこと。

### ④メンバー活動のサポート

編集会議等により発生したメンバーが携わる取材・制作の案件の管理を行うこと。

ア 案件数 100件程度 10件×10か月(6~3月)

## イ 想定内容

・ 県事業のチラシ、HP等への制作協力（取材、撮影、編集等）など  
ウ 経費精算 謝金※、交通費、入館料等メンバーへの経費支給を行うこと

※ 1件(1日)あたり概ね10,000円程度として見込むが、業務内容や必要スキルなどにより委託者と相談の上、決定する。

エ その他 取材先でのトラブル対応など、適宜メンバーに対する必要なサポートを行うこと

※ これまでのU5Hの取組内容は、別添資料「『県民主役』の自治体広報U5H兵庫五国連邦プロジェクト」及びウェブサイトを参照。(https://u5h.jp/)

※ エディターズ倶楽部はウェブサイトを参照。

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/editorsclub2025/)

※ 業務の実施にあたっては、社会情勢等を考慮し、臨機応変に対応すること。

## 6 業務実施上の留意点

### (1) 契約の締結

① 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により、仕様書の内容の追加・変更を行う場合がある。

### (2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

### (3) 業務の履行に関する措置

本業務に履行については、委託者の指示に従うこと。

### (4) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の著作権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとする。

### (5) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

契約終了後もまた同様とする。

### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

### (7) 著作権・肖像権

① 受託者は、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。

- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・図画等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

#### (8) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

#### (9) その他

- ① 企画の都合上、この事業費の範囲外でノベルティ等の制作をする必要がある場合は、別途見積書を添付すること。
- ② 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。
- ③ 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。